

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができるよう、また、職員全員が働きやすい環境で、その能力を十分に発揮できるようにする為、下記のように行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 令和3年10月21日から令和6年10月20日までの3年間

2. 内容

第1ステップ

育児・介護休業法に基づく「育児休業」に関する制度を理解する
雇用保険における、「育児休業給付」の制度を理解する
労働基準法における「産前産後休業」を理解する
⇒法改正を踏まえた理解を促進する

対策

令和3年10月から

各法に基づく制度を理解する為のリーフレット事業場内に備える
各法に基づく制度の一覧表を作成する

第2ステップ

育児休業を取得できる意識付けのための、職員への研修を実施する

対策

令和3年11月から

事務所会議の時間の中で、研修時間を設ける

令和3年9月21日

社会福祉法人 笑顔の会

理事長 中田 早苗